

令和3年1月5日

各対象障害福祉サービス事業実施法人の長 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」（令和2年度第三次補正予算分）に係る事業計画の追加募集について（照会）

平素は、本県の障がい福祉サービスの向上に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。
については、標記補助金の事業計画の追加募集を下記のとおり行いますので、希望される場合は、下記により事業計画を提出願います。

記

1 提出様式

別紙2-1、2-2、補助対象経費内訳書、機器カタログ、見積書

2 提出期限

令和3年1月14日（木）12:00必着

3 対象事業

「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業実施要綱（以下「実施要綱（案）」という。）」のとおり。

4 補助対象者

実施要綱2（2）に掲げるもののうち、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度包括支援のいずれかの事業を実施する事業所の運営法人。

注1 本年度、既に事業計画を募集した障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、障害児入所施設事業者は今回の募集では対象外とします。

注2 岐阜市以外の県内に所在する事業所が対象です（事業所が岐阜市以外であれば、法人本部が岐阜市でもかまいません）

5 ロボット等導入補助金の概要

（1）補助対象となる事業

内示の日以降、3月中に完了できる事業のみ（すでに整備（購入）分は対象外）
なお、内示は2月中の見込みです。

（2）補助対象経費

ロボット本体、本体設置費用、初期設定等に要する費用及びその消費税

※対象外：LAN設置費用、交換部品（予備バッテリー等）、消耗品等

(3) 補助基準額

- ・ロボットの種類別基準額（実施要綱4（4）による。）

①移譲介護、入浴支援 1台あたり10万円以上100万円以下

②移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援

1台あたり10万円以上30万円以下

- ・事業所種類別上限額

1事業所あたり120万円

参考：今回対象外の入所施設は210万円、共同生活援助は150万円

(4) 補助対象費用の算定方法

1台あたり費用は補助対象経費のすべてを含みます。初期設定費用等、1台ごとを算出し難い場合は全体費用を台数で按分してください。

例) 排泄支援ロボ 本体26万 (or 29万) × 3台 + 初期設定5万円の場合

26万 × 3 + 5万 = 83万 27.6万/台 < 30万 : 全額補助対象

29万 × 3 + 5万 = 92万 30.6万/台 > 30万 : 30万(計90万)まで補助対象

(5) 1法人が複数事業所の対象事業を申請する場合

申請する際、事業所に優先順位を付してください。

6 提出先

岐阜県障害福祉課施設整備係（下記メールアドレス）

- ・カタログ、見積書等は容量が5MBを超えないよう分割してメールで送信いただくか、別途郵送してください。（カタログは表紙・裏表紙・該当機器のページなど最小限でも可）

7 備考

- ・協議のあった事業計画から補助対象事業が採択／非採択されますので、現時点では補助を確約するものではありません。
- ・詳細は未定ですが、令和3年度の国予算（案）にも当該補助事業は掲載されています。
- ・ロボット導入の参考事例等

○介護ロボットポータルサイト／国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）

<http://robotcare.jp/jp/home/index.php>

○障害分野におけるロボット等の導入促進に向けた調査研究事業／浜銀総合研究所

<https://www.yokohama-ri.co.jp/html/investigation/jutaku.html>

〒500-8570			
岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1			
岐阜県健康福祉部障害福祉課施設整備係			
係長	藤田	担当	藤田
tel	058-272-1111（内線 2617）		
fax	058-278-2643		
e-mail	fujita-takayuki@pref.gifu.lg.jp		